

## 郡山市空家地域活用支援事業補助金交付要綱

平成30年8月10日制定

令和5年6月28日一部改正

[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の整備改善を図るため、地域活性化のための計画的な利用に供される空家の改修等を行う者に対し補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家)

第2条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第1章第2第5号の空き家住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空家であること。ただし、空家が共同住宅の場合は、全戸が1年以上使用されていないものであること。
- (2) 空家の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
- (3) 個人が所有する空家又は特定非営利活動法人こおりやま空家バンクの登録物件であること。
- (4) 同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の市税の滞納がない者のうち、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家を所有し、登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産の登録証明書の納税義務者）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 補助対象の空家を借り受け、前各号に規定する者から同意を得て当該空家を地域コミュニティの維持、又は再生に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設若しくは文化施設等の用途（以下「地域活用用途」という。）に利用しようとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる改修等工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- (1) 空家の改修等に要する工事費
- (2) 空家の改修等により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、空家の改修等及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設計費、消耗品及び備品に要する費用を除く空家の改修等に

## 要する諸経費

### (補助金の交付等)

第5条 補助金は次条第2項による確認の評点の合計点数が高い空家を優先して予算の範囲内で交付するものとし、その額は前条に定める補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に、郡山市空家地域活用支援事業補助金事前確認申込書(第1号様式)に、位置図、外観写真及び内観写真を添付し、地域活用用途の確認を市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは地域活用用途の確認基準(別表)により地域活用用途の確認を行い、その結果を郡山市空家地域活用支援事業補助金事前確認結果通知書(第2号様式)により前項に規定する申込者に通知するものとする。

### (交付の申請)

第7条 前条第1項に規定する申込者(以下この条において「申込者」という。)は、当該空家が補助対象空家に該当したときは、同条第2項の通知があった日から30日以内に規則第4条の規定により補助金の交付の申請をするものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書(第3号様式)とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書(第4号様式)とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 空家の使用状況報告書(第5号様式)

(2) 誓約書(第6号様式)

(3) 登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産の登録証明書)

(4) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)

(5) 改修等の内容が確認できる図面及び改修等実施箇所の写真

(6) 第3条第2号に該当する場合は相続人であることを証明できる書類(所有者及び相続人の戸籍謄本又は除籍謄本等)

(7) 第3条第3号に該当する場合は賃貸借契約書の写し及び同意書(第7号様式)

2 申込者は、前項の規定による期間を、正当な理由がなく経過したときは、補助金の交付の申請を行うことができない。

### (軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

### (交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする

る。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 他の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 改修等後、地域活用用途に10年以上使用すること。
- (4) 地域活用用途のために法令の許認可等が必要な場合は、第11条に規定する実績報告書の提出までに当該許認可等を得ていること。
- (5) 昭和56年5月31日以前に建築されている場合、第11条に規定する実績報告書の提出までに必要に応じて耐震改修工事を行い耐震基準（地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものをいう。）に適合していること。
- (6) 改修等工事が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (7) 改修等工事が完了した翌年度より10年間、毎年度末までに郡山市空家地域活用支援事業活用状況報告書（第8号様式）により市長に報告すること。
- (8) 改修等工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、改修等工事が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は改修等工事の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第9号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 改修等工事に係る工事請負契約書等の写し
- (2) 改修等工事に係る工事写真（着手前、工事中及び工事完了後）
- (3) 改修等工事に係る領収書の写し
- (4) 前条第4号に該当する場合は許認可等を証する書類の写し
- (5) 前条第5号に該当する場合は同項に適合することを証する書類の写し

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、改修等工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合には、当該通知を省略することができる。

（財産処分の制限）

第12条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年間とする。

（委任）

第13条 この要綱及び次に掲げる要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

- (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）
- (2) 住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日国住整第38－2号）
- (3) 小規模住宅地区等改良事業制度要綱

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

##### 地域活用用途の確認基準

確認項目	確認基準	評点
事業要件	10年以上の活用が期待できるか	4
	地域社会に貢献することを目的として行うものか	4
	不特定多数の市民を対象としたものか	4
	地域活性化に資する工夫やアイデアがあり新しい視点からの取り組みか	4
	広域的な波及効果や新たな展開が期待できるか	4
対象者要件	実施者は、主体的かつ熱意をもって地域コミュニティの維持・再生に取り組むか	4